官報告

法　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人吉久治之は願により公証人を免ぜられた。

長島裕は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属元公証人吉久治之の後任を命ぜられた。

前橋地方法務局所属公証人新井克美は願により公証人を免ぜられた。

神戸地方法務局所属公証人竹田盛之輔は願により公証人を免ぜられた。

竹本廣一は公証人に任命され、神戸地方法務局所属元公証人竹田盛之輔の後任を命ぜられた。

杉山茂久は公証人に任命され、名古屋法務局所属元公証人河野芳雄の後任を命ぜられた。

福岡法務局所属公証人平沢秀人は願により公証人を免ぜられた。

久保遵雄は公証人に任命され、福岡法務局所属元公証人平沢秀人の後任を命ぜられた。

熊本地方法務局所属公証人古崎克美は願により公証人を免ぜられた。（以上十二月一日）（法務省）

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、秋田労働局の関係労働者を代表する者平泉哲也の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 21 年 12 月９日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、秋田労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成21年12月25日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　秋田労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成21年11月20日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成 21 年 12 月９日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

団体の名称　東京都社会保険労務士会

住所　東京都新宿区新小川町８番９号

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条及び同法施行規則第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 21 年 12 月９日

経済産業大臣　直嶋　正行

名　　称	株式会社日専連オホーツク網走
本店の所在地	北海道網走市南２条西２丁目７番地
登　録　番　号	北第1024号
営業廃止年月日	平成21年11月１日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 12 月９日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年11月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　加越建設株式会社　開　　勤　石川県小松市幸町１―78　国土交通大臣許可（特―18・19）第8183号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、造園工事業、消防施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年11月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第５３６号

東京都千代田区麹町１丁目３番地

申立人　日本債権回収株式会社

本籍愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下36番地２、最後の住所愛知県豊橋市中岩田５丁目10番地の５　701、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日平成20年５月20日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和18年７月11日、職業電気工事業

被相続人　亡　成瀬　忠之

事務所愛知県豊橋市前田中町13―１

相続財産管理人　弁護士　清水　誠治

名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２０年（家）第１８１８号

福岡市南区和田１丁目４番11―301号

申立人　後藤　恭子

本籍鳥取県倉吉市魚町2520番地、最後の住所神戸市東灘区田中町２丁目11番19―1009号、死亡の場所神戸市灘区、死亡年月日平成20年１月28日、出生の場所兵庫県揖保郡御津村、出生年月日大正13年９月16日、職業不詳

被相続人　亡　岡本　静江

事務所神戸市中央区元町通６－１－６　共進ビル４階　かがやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

神戸家庭裁判所

平成２１年（家）第１２７５号

島根県松江市伊勢宮町543番地15

申立人　野津　洋三

本籍島根県仁多郡奥出雲町横田675番地内１、最後の住所島根県松江市東朝日町101番地１、死亡の場所島根県松江市、死亡年月日平成21年６月４日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和５年４月９日、職業不詳

被相続人　亡　安部眞理子

島根県松江市内中原町259番地３

相続財産管理人　弁護士　松原　三朗

松江家庭裁判所